

太田税務署  
令和5年11月

### 申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて

税務行政につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。

令和4年度のe-Tax利用率は、所得税申告で65.7%、法人税申告で91.1%に達しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれることなど、DXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、書面で提出された申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないことを検討しております。

本件については、令和6年4月以降に実施することを検討していましたが、十分な周知期間を確保する観点から、令和7年1月から実施することを検討しています。

申告書を提出した事実等については、電子申告（e-Tax）の方は、受信通知による確認が可能です。また、書面申告の方も含め、申告書等情報取得サービスや保有個人情報の開示請求、納税証明書の交付請求、閲覧申請による確認も可能です。

本件について御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 申告書等の提出事実等の確認方法

- 申告書等の控えの收受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

提出方法	確認方法
電子申告 (e-Tax)	<p><b>【提出事実・提出年月日を確認可】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• e-Tax受信通知 税理士による確認可</li> </ul> <p>〔メッセージボックスの「受信通知」または「電子申請等証明書」により、申告書等の提出事実・提出年月日を確認(証明)することができます。〕</p>
書面申告	<p><b>【提出事実・提出年月日を確認可】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 申告書等情報取得サービス</li> </ul> <p>〔書面申告の場合も、e-Taxを利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ(PDF)を取得することができます。 なお、本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保有個人情報の開示請求</li> </ul> <p>〔税理士等による代理請求可〕※代理人によるオンライン申請には対応しておりません。</p> <p>〔書きの交付まで1か月程度かかります。 ※手数料は、300円（オンライン申請の場合）は200円）です。 ※法人の申告書等には利用できません。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 税務署での申告書等の閲覧サービス 税理士等による代理請求可</li> </ul> <p>〔写真撮影をする際には、收受日付印を含めて撮影いただけるようになります。〕</p>
	<p><b>【提出事実を確認可】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 納税証明書の交付請求 税理士等による代理請求可</li> </ul> <p>〔※手数料は、税目ごと1年分1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。〕</p>